9	(1)　長野県大町市大町4290 (790.80) (2)　長野県大町市社字関田4060 (744.00)	北緯36度30分37秒東経137度51分10秒の地点と北緯36度27分56秒東経137度52分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　大阪府堺市堺区櫛屋町東１－１－10 (80.40) (2)　大阪府和泉市府中町６－11－19 (73.10)	北緯34度34分51秒東経135度28分36秒の地点と北緯34度29分21秒東経135度25分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　大阪府泉南市信達葛畑845 (486.90) (2)　大阪府泉南市樽井650－１ (39.80)	北緯34度19分25秒東経135度19分40秒の地点と北緯34度20分07秒東経135度18分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度20分08秒東経135度18分43秒の地点と北緯34度21分46秒東経135度16分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　兵庫県西宮市甲子園口６－２－37 (107.00) (2)　兵庫県尼崎市南塚口町１－28－13 (53.20)	北緯34度44分13秒東経135度21分54秒の地点と北緯34度44分25秒東経135度22分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度44分27秒東経135度22分52秒の地点と北緯34度44分54秒東経135度24分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　兵庫県神戸市北区山田町下谷上字中一里山９－１ (492.20) (2)　兵庫県神戸市須磨区南町１－３－15 (38.10)	北緯34度42分30秒東経135度09分09秒の地点と北緯34度39分10秒東経135度07分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　兵庫県明石市樽屋町８－27 (54.30) (2)　兵庫県明石市大久保町大窪字戌亥谷2977－１ (99.90)	北緯34度38分51秒東経134度59分10秒の地点と北緯34度40分31秒東経134度58分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度40分53秒東経134度57分57秒の地点と北緯34度41分48秒東経134度57分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度41分54秒東経134度57分21秒の地点と北緯34度41分57秒東経134度57分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	(1)　和歌山県和歌山市十一番丁54 (86.50) (2)　和歌山県海南市下津町小畑127－４ (418.10)	北緯34度13分55秒東経135度10分30秒の地点と北緯34度11分14秒東経135度10分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度10分49秒東経135度10分29秒の地点と北緯34度10分40秒東経135度10分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度09分23秒東経135度10分28秒の地点と北緯34度09分15秒東経135度10分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度08分17秒東経135度10分27秒の地点と北緯34度06分52秒東経135度10分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道札幌市北区北７条西４－３－１ (74.90) (2)　北海道札幌市西区平和439 (1010.00)	北緯43度04分09秒東経141度20分56秒の地点と北緯43度04分12秒東経141度19分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都千代田区麹町１－12 (80.00) (2)　東京都墨田区押上１－１－13 (402.00)	北緯35度41分05秒東経139度44分38秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　鳥取県米子市西福原１－１－71 (40.50) (2)　島根県松江市島根町加賀4757－12 (510.70)	北緯35度26分28秒東経133度20分02秒の地点と北緯35度28分22秒東経133度15分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　埼玉県さいたま市中央区新都心１－１ (185.00) (2)　東京都千代田区霞が関２－１－１ (101.00)	北緯35度53分33秒東経139度38分00秒の地点と北緯35度40分36秒東経139度45分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都江東区青海２－５－10 (91.00) (2)　東京都江東区東雲１－９－5 (82.00)	北緯35度37分02秒東経139度46分46秒の地点と北緯35度38分46秒東経139度48分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　東京都港区芝公園４－２－8 (153.00) (2)　東京都江東区青海２－５－10 (91.00)	北緯35度39分30秒東経139度44分44秒の地点と北緯35度37分02秒東経139度46分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　東京都江東区東雲１－９－5 (77.00) (2)　東京都中央区明石町８ (213.00)	北緯35度38分46秒東経139度48分09秒の地点と北緯35度40分01秒東経139度46分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　東京都府中市朝日町３－12－１ (74.70) (2)　埼玉県秩父市定峰梨ノ木ザワ1185 (896.00)	北緯35度40分25秒東経139度31分02秒の地点と北緯35度59分50秒東経139度10分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　静岡県焼津市上小杉1602 (23.50) (2)　静岡県御前崎市御前崎2825－１ (134.30)	北緯34度45分39秒東経138度16分15秒の地点と北緯34度36分07秒東経138度13分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域